

庁議付議事案書

開催・令和 7年 3月19日

所管部課	地域福祉部 障害福祉課	部長	伊野宮 崇
件 名	東大和市障害者地域生活支援事業実施要綱の一部を改正する訓令について		
関係規則	<input type="checkbox"/> 区分 <input checked="" type="radio"/> 1 審議事項 <input type="checkbox"/> 2 報告事項		
関係事項 部課機関			

1. 要 旨

道路交通法の改正によりマイナンバーカードと運転免許証の一体化が令和7年3月24日から運用開始されることに伴い、東大和市障害者地域生活支援事業実施要綱の一部を改正するものである。

(1) 主な改正点

- ①助成申請の添付書類である運転免許証の写しについて、免許情報記録個人番号カードの提示をもって代えることができる規定を追加（第20条第2項、第24条第2項）
- ②上記免許情報記録個人番号カードの提示をした場合は、特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならないとする規定を追加（第20条第3項、第24条第3項）
- ③上記の改正に伴う様式の改正（第17号様式、第19号様式）

(2) 施行日

令和7年3月24日

(3) 影響及び効果

道路交通法の改正に合わせた制度とすることができる。

2. 経 過（現時点に至るまでの経過）

総務課において審査済み

3. 留意事項（問題点等）

特になし

4. 主管部処理案（検討結果等）

庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。

5. 審議結果

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。